

酒類卸売業免許審査項目一覧表（特殊酒類卸売業免許）

酒税法第9条《酒類の販売業免許》の規定による酒類販売業免許のうち、法令解釈通達第2編第9条《酒類の販売業免許》第1項関係8《酒類の販売業免許の区分及びその意義》に規定する「特殊酒類卸売業免許」については、次の項目について審査しています。

審 査 項 目	該 当 条 項 等
申請販売場の販売能力に問題がないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・酒税法10条10号 ・法令解釈通達 2編9条1項11(3)
酒類の需給調整上支障が認められないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・酒税法10条11号 ・法令解釈通達 2編9条1項11(3)
次のいずれかに掲げる場合に該当していること	<ul style="list-style-type: none"> ・法令解釈通達 2編9条1項11(3)
<input type="checkbox"/> 酒類製造者の本支店、出張所等に対する酒類卸売業免許 製造者（共同びん詰業者又は製造者又は製造者と同一系列下にある酒類販売業者（新たに酒類販売業者となる場合を含む。）を含む。）から、製造場以外の一定の場所に本店、支店又は出張所等を設け、自己の製造した酒類等を卸売するため次に掲げる酒類卸売業免許の申請等があった場合で、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 製造者（共同びん詰業者を除く。）が、自己の製造した酒類（自己の製造した酒類と同一の商標を用いて移出する酒類を含む。以下「自製酒」という。）を卸売する場合 (2) 共同びん詰業者が、その共同びん詰した酒類を卸売する場合 (3) 共同びん詰場の構成員である製造者が、自製酒及び参加共同びん詰場において共同びん詰した酒類を卸売する場合 (4) 同一系列下にある子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。）の製造した酒類を親会社（会社法第2条第4号に定める親会社をいう。以下同じ。）の本店、支店、出張所等において、又は親会社の製造した酒類を同一系列下にある子会社の本店、支店、出張所等において卸売する場合 (5) 持株会社（独占禁止法第9条第5項第1号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の所有子会社の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類を他の所有子会社の本店、支店、出張所等において卸売する場合 	
<input type="checkbox"/> 製造者の企業合同に伴う酒類卸売業免許 2以上の製造者が企業合理化のために企業合同する場合において、従来の取引先を確保するための酒類の卸売のみを引き続き行おうとする場合で、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 企業合同の結果生ずる廃止製造場において酒類の卸売業を行う場合 (2) 企業合同をした結果、製造者がなくなる者又は当該者が主となって設立する法人が酒類を卸売する場合 	
<input type="checkbox"/> 製造者の共同販売機関に対する酒類卸売業免許 2以上の製造者（共同びん詰業者を含む。）が、共同して販売機関を設け、その構成員の自製酒を卸売する場合	